

答申第 814 号

情公第 1631 号

令和 7 年 7 月 29 日

神奈川県知事 黒岩 祐治 様

神奈川県情報公開審査会  
会長 田村 達久

行政文書一部公開処分に関する審査請求について（答申）

令和元年10月 2 日付けで諮問された特定事件に関する文書一部非公開の件  
（その53）（諮問第843号）について、次のとおり答申します。

## 1 審査会の結論

諮問実施機関である神奈川県知事は、行政不服審査法第46条第1項の規定に基づく平成29年9月25日付け裁決を受け、平成30年3月19日付けで行った行政文書一部公開決定に係る平成30年3月25日付け審査請求を却下すべきである。

## 2 審査請求に至る経過

- (1) 審査請求人は、神奈川県情報公開条例（以下「条例」という。）第9条第1項の規定に基づき、平成28年9月23日付けで、神奈川県知事（以下「実施機関」という。）に対して、特定事件に関する情報一切について、行政文書の公開請求（以下「本件公開請求」という。）を行った。
- (2) 本件公開請求に対し、実施機関は、平成28年10月6日付けで、条例第10条第4項の規定に基づき、諾否の決定期間を延長する決定を行った上で、同年11月21日付けで、行政文書一部公開決定（以下「原処分」という。）を行った。
- (3) 審査請求人は、平成29年2月8日付けで、行政不服審査法第2条の規定に基づき、原処分の取消しを求める審査請求（以下「前回審査請求」という。）を行った。
- (4) 前回審査請求に対し、諮問実施機関（条例第17条に規定するものをいう。以下同じ。）は、平成29年4月18日付けで、神奈川県情報公開審査会（以下「当審査会」という。）に諮問した。
- (5) 上記(4)の諮問に対し、当審査会は、平成29年8月1日付けで別表に掲げる行政文書を特定の上、改めて諾否の決定を行うべきであるという内容の答申（以下「前回答申」という。）を行った。
- (6) 前回答申を受けた諮問実施機関は、平成29年9月25日付けで裁決（以下「本件裁決」という。）を行い、本件裁決を受けた実施機関は、審査請求人に対し、平成30年3月19日付けで、別表の「行政文書名」欄に掲げる行政文書（以下「本件行政文書」という。）を特定した上で、本件行政文書に含まれる情報の一部が、条例第5条第1号本文に規定する個人に関する情報、同条第2号に規定する法人等に関する情報又は同条第4号柱書

に規定する事務等に関する情報に該当することを理由として、行政文書一部公開決定（以下「本件処分」という。）を行った。

(7) 審査請求人は、平成30年3月25日付けで、本件処分の取消しを求める審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

(8) その後、実施機関は、平成31年2月4日付けで、「行政文書一部公開決定一部変更決定通知書」と題する書面にて、本件処分を変更する決定（以下「本件変更決定」という。）を行った。

### 3 審査会の判断理由

(1) 上記2(8)のとおり、実施機関は、本件処分後の平成31年2月4日付けで、本件変更決定を行っている。

この点、条例にはこうした変更決定について定める明文規定は存在しないものの、諾否決定権限を有する実施機関（条例第10条参照）は自らが行った諾否決定を職権で取り消す権限も有すると解されることから、変更決定は、当初の諾否決定の職権取消しと新たな諾否決定を一体として行うものと解される。そして、このように変更決定が当初の諾否決定の取消しを伴う行為であることを踏まえれば、当初の諾否決定である本件処分は本件変更決定により取り消されているため、本件審査請求の対象となる処分はもはや存在しないことになる。

よって、本件審査請求は、行政不服審査法第45条第1項に規定する「処分についての審査請求が法定の期間経過後にされたものである場合その他不適法である場合」に該当するものとして、諮問実施機関はこれを却下することが妥当である。

(2) なお、当審査会は、本件変更決定に対する審査請求についても諮問を受けているため、本件変更決定の妥当性については、当該諮問に対する答申において判断する。

### 4 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別紙のとおりである。

別表

行政文書名	
1	平成 28 年 9 月 13 日に開催された特定会議（平成 28 年 9 月保健福祉事務所保健予防課長会議）資料
2	平成 28 年 9 月 15 日 9 時 30 分から 11 時 30 分までの間に開催された特定会議（平成 28 年度第 1 回保健福祉事務所等精神保健福祉業務担当者会議）資料
3	平成 28 年 9 月 15 日 13 時 30 分から 16 時 30 分までの間に開催された特定会議（平成 28 年度第 2 回保健福祉事務所等精神保健福祉業務連絡会）資料
4	平成 28 年 9 月 15 日 13 時 30 分から 17 時 15 分までの間に開催された特定会議（平成 28 年 9 月定例所長会議）資料

別紙

審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
令和元年 10 月 3 日 (収受)	○ 諮問
令和 7 年 1 月 21 日 (第 252 回部会)	○ 審議
令和 7 年 2 月 17 日 (第 253 回部会)	○ 審議
令和 7 年 3 月 17 日 (第 254 回部会)	○ 審議
令和 7 年 4 月 24 日 (第 255 回部会)	○ 審議

神奈川県情報公開審査会委員名簿

氏 名	現 職	備 考
板 垣 勝 彦	横浜国立大学大学院教授	部 会 員
岩 田 恭 子	弁護士（神奈川県弁護士会）	部 会 員
桑 原 勇 進	上 智 大 学 教 授	会長職務代理者 (部会長を兼ねる)
釧 持 麻 衣	関東学院大学准教授	部 会 員
田 所 美 佳	弁護士（神奈川県弁護士会）	
田 村 達 久	早 稲 田 大 学 教 授	会 長
前 田 康 行	弁護士（神奈川県弁護士会）	

(令和7年7月29日現在) (五十音順)